第2580地区　東京豊島東ロータリークラブ

WEEKLY REPORT

創　立／1986年2月19日　(会長)榊原　一久　(副会長)月井　雅夫　(幹事)細田　新子
例会場／〒171-8505　東京都豊島区西池袋1-6-1　ホテルメトロポリタン　TEL 03-3980-1111
事務所／〒171-0021　東京都豊島区西池袋2-29-14-101　TEL 03-3985-7577　FAX 03-3590-6644
HP　http://www.toshimah-rc.jp　E-mail　info@toshimah-rc.jp

人類に奉仕するロータリー

2016～2017 年度会長方針　「会員同士の親睦を深めて奉仕の理念を実践しよう」

第 1462 回例会　2017 年 4 月 12 日

本日のプログラム

例　　会　　12：30～13：30
卓　　話：「フジテレビ
『うわさの体感バラエティくちこみ』
マダムアイリス」
卓 話 者：涌井カテリン会員
（紹介者）幹事　細田　新子会員

今月のソングリーダー　稲川　一会員

次回（4月19日）のプログラム

例　　会　　12：30～13：30
卓　　話：「障害者制度と
いけぶくろ茜の里の現状」
卓 話 者：いけぶくろ茜の里
施設長　田中　道子氏
（紹介者）幹事　細田　新子会員
※この日の会場は25階「ポラリス」に変更となりました

前回第1461回例会報告　2017年4月5日

会　長　報　告

1．新入会員の外岡シンティア様が本日より例会に出席されております。皆様拍手でお迎えください。会員バッジと資料をお渡しいたします
2．本日の斉藤会員の「１分間スピーチ」は次回にお願いいたします。

幹　事　報　告

1．「ロータリーの友」「ガバナー月信」「コーディネーターニュース」の４月号が届きましたので、ご参照ください。
2．今年度の「地区納めの会」のご案内が届きました。6月21日（水）18：00～で会場はハイアットリージェンシー東京、どなたでもご参加できます。ご案内状を皆様のメールボックスにお入れしましたのでご参加希望の方は事務局までご返信ください。
3．６月の例会スケジュールが一部変更となりました。６月７日予定の「新旧合同理事会」は14日に、また28日の「チェンジオーバーナイト」は30日（金）に変更となります。変更後のスケジュールを次回皆様にお配りいたしますのでよろしくお願いいたします。

外岡会員より新入会のご挨拶

本日より例会出席の新入会員の外岡様に会員バッジと資料をお渡し

■ゲスト

北多摩いちょう法律事務所　弁護士	
東京東久留米ＲＣ所属	稲村　晃伸様
青少年交換派遣予定学生	山元　梨楠様

■ビジター

東京池袋ＲＣ	榎本　稔様
東京新橋ＲＣ	松井　秀文様

■出席報告

会　員	出席算入会員数	出席数	欠席数	出席率	3月8日分修正出席率
33 名	27 名	24 名	3 名	88.89	92.31%

congratulation

４月の誕生日祝会員

年間皆出席会員

４月の結婚記念日祝会員

４月の夫人の誕生日祝会員

青少年派遣予定学生の山元梨楠さんが「ジャパンツアー」についての楽しい報告を英語でスピーチ

2017年４月５日（水）

第10回定例理事会　議事録

１．３月会計報告について承認
２．４月、５月、６月のスケジュールについて、卓話未定については幹事とプログラム委員長が主導し速やかに決定する
３．2017-18年度第2580地区寄付方針について合計230ドルで承認
４．ＩＴ実務担当者は細田会員にお願いすることで承認
５．各種会合等費用のクラブ負担については引き続き検討・審議
６．事務局職員の社会保険加入について承認
７．その他／６/７の「新旧合同理事会」を6/14に変更
　　６/28の「チェンジオーバーナイト」を6/30に変更

第1461回例会　**卓　話**

事業者のための民法改正
～保証を中心に～

北多摩いちょう法律事務所 弁護士
東京東久留米ロータリークラブ所属
稲村　晃伸氏

1　前提～保証とは？

保証とは債権者と保証人が締結する契約で、主たる債務者（今日のテーマでは会社）が債務を支払えないとき、主たる債務者に代わって保証人が債務を支払うという内容の契約のことをいいます。そのように言うと、保証人には二次的な責任しかないように聞こえ、気軽に保証人になる人が出てきてしまうのですが、実際にわが国でよく行われるのは、連帯保証契約といって、主たる債権者と全く同じ責任を負うことになり、債権者はいきなり連帯保証人から債権を回収することができる、という非常に恐ろしいものなのです。

2　現行法での保証人保護の方策

このように保証人にとって重大な効果をもたらす保証契約が安易に締結されてしまっては問題です。そこで、平成 15 年の民法改正で保証契約を締結する際には必ず書面によらなければならないことが決まりました（民法 446 条２項）。

さらに、最近では、経営者による個人保証の問題点が注目されたことから、金融庁のホームページに「経営者保証に関するガイドライン」が掲載され、平成 26 年２月から適用されるようになりました。これは、ガイドラインですから、中小企業、経営者、金融機関に共通の自主的なルールであり、経営者保証に依存しない融資の一層の促進が謳われました。しかしながら、これはやはりガイドラインにすぎないため、法的拘束力がない点で一定の限界があるのです。

3　改正民法の内容①～個人保証の保護の方策

そこで、平成 27 年３月に約５年にわたる内閣法制局に設定された法制審議会における審議を経て、改正民法案が国会に提出され、現在、継続審議の状態のまま､すでに２年が経過しようとしていますが､その中に個人保証の保護に関する方策が盛り込まれているのです。

（１）公正証書作成手続きの義務付け

改正民法のもとでは、事業に貸金等債務の個人保証については、保証契約締結の１か月前から締結の間に保証人予定者が保証債務を履行する意思を表示した公正証書を作成しなければ、保証契約は無効となるという原則が定められました（改正民法 465 条の２第１項）。ここで、公正証書とは、公証役場という役所で、公証人の前で作成する権利義務に関する書面のことです。公証人は、保証人が口授した内容を書き取り、保証人に読み聞かせ、その意思を確認したうえで、保証人に署名・押印させることになるのです。

このように、保証人の保証意思の有無が公証人の面前で丁寧に確認されるわけですから、安易な保証契約の出現を防ぐ点で保証人の保護に資することになります。以上が原則ですが、これには例外があります。事業の経営者等が事業に関する主たる債務を保証する場合には、公正証書の作成が義務付けられていません。これは、中小企業や個人事業主においては、経営と個人が分離されていないため、経営の規律維持の観点からも経営者等による保証の要請は否定できないからと言われています。公正証書の作成が不要となる例外は、具体的には、①主たる債務者が法人の場合の理事、取締役、執行役等、②主たる債務者が法人の場合の議決権の過半数を有する株主等、③主たる債務者が個人の場合の共同経営者、主債務者の事業に従事している配偶者です（改正民法 465 条の９）。このうち、主たる債務者の配偶者に例外を認めてよいのかについては最後まで議論がありましたが､最終的にはこのようになりました。

ところで、今までの話を聞いていて、「あれ？」と思った方はいらっしゃらないでしょうか。経営者が会社の債務を個人保証する際に、公正証書の作成が不要となったら、民法を改正する意味がないのではないか、ということです。実は、この民法（債権に関する分野が多いので「債権法改正」といいます。）は、もともと 120 年前の明治時代に成立した民法が古くなり、国際的潮流に追いついてないのではないか、という民法学者の問題意識から議論が始まり

ました。そして、民法学者の問題意識には今日お話しした保証の問題はなかったのです。これは、もともと各地で発生した保証の悲劇を目の当たりにしてきた日本弁護士連合会が経営者による個人保証の撤廃を掲げて主張したものなのです。ところが、これに対しては、銀行業界を含む経済界から猛反発がありました。経営者による個人保証を撤廃すれば、金融機関が今以上に中小企業への融資を控えるようになり、かえって中小企業の資金調達の途を閉ざすことになりかねないというのです。そこで政治的妥協の産物として生まれたのが、今回の改正法案の条文なのです。その意味で、個人保証の保護に関する改正は、当初予定されていたものに比べ若干中途半端なものに終わってしまったのです。もっとも、これでも以前に比べれば、公正証書による保証意思の確認が義務付けられることで、保証契約の悲劇と言われるものの一定の部分は解消されることになると思われます。

４　改正民法の内容②～個人根保証契約における極度額の定め

ここで保証に関して、もう一つ大きく改正された点があります。根保証という言葉は、あまり聞いたことがないかもしれませんが、通常の保証契約では、保証契約締結時に存在する主たる債務を保証するのに対し、根保証は、債権者と主たる債務者との間で継続的に発生する不特定の債務を包括的に保証することを言います。根保証では、保証人が保証契約締結時の予想を大きく超える債務を保証する可能性があることから、現行民法では、個人が貸金等債務を根保証するときに限って、債務の上限額（これを「極度額」といいます。）を定めなければならないとされていました（民法 465 条の２第２項）。

これに対し、改正民法では、個人貸金等根保証契約に限らず、個人根保証契約一般につき極度額を定めない限り、根保証契約は無効となると定めました（改正民法 465 条の２第１項ないし第３項）。例えば、賃貸人が賃借人と賃貸借契約を締結する際、その賃料の支払等を確保するため保証人をとることが通例ですが、この場合の保証契約も個人根保証契約になります。そこで、賃貸借契約のひな型には、従来、保証債務の極度額の定めはありませんでしたが、改正民法が施行されるとこれはすべて無効となってしまうのです。

５　最後に

最初にお話しした個人保証の保護の方策については、保証人となろうとする人にとっては有利に働き、むしろ金融機関等が契約書の改訂に追われることになります。これに対し、個人保証契約における極度額の定めのところでは、アパート・マンション等の賃貸借契約書をすべて改訂する必要があり、賃貸不動産管理業をされている方にとっては多大な負担になることが予想されます。

今日のお話しが事業者であるロータリー会員の皆さまにとって少しでもお役に立てたのであれば、望外の喜びでございます。本日はご清聴ありがとうございました。

ニコニコ BOX

北多摩いちょう法律事務所　弁護士　東京東久留米ＲＣ所属　稲村　晃伸様／今日は卓話に呼んでいただきありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

前川会員／先日東京ＲＣのＰＰ諸戸さんに卓話を頼みました。東京クラブには素晴らしい人が大勢います。是非 make up してください。ロータリーの仲間なのですから。

前川会員／毎例会後、２Ｆのバーで気楽なおしゃべり会をやっています。澤田さんのご配慮で、500円30分です。ぜひ来てください。

新倉会員／ありがとうございます。

山元会員／忘れておりました。

浅原会員／結婚した頃を思い出し若返りました。お祝いを有難うございました。

滝澤会員／先日、ニコニコの井戸に呼び水を入れたのですがあまり効果がなく、もう一度入れてみます。これで効果が出ればいいんですが。

吉田会員／ニコニコ、1,000円からＯＫになったと聞いたのでニコニコします。

有我会員／明日、ＮＹから長女と孫娘が一時帰国します。日本の桜に間に合いました！ 孫たちは自動販売機で飲み物を買ってみたいそうです。確かにＮＹにはないですね。

細田会員／お誕生日お祝い、ありがとうございました。

松井会員／まわりの友人はどんどん新しいお嫁さんになって羨ましく思っているうちに、僕だけ23年続いちゃいました!!